

村職員人事

■異動(4月1日付) ※()内は旧所属

[課長職]

▶ 総務課長(併任)選挙管理委員会書記長(企画調整課長兼交流施設所長) 芳賀亨 ▶ 農林課長兼振興公社準備室長(併任)土地改良区事務局長派遣(住民福祉課長) 佐藤文夫 ▶ 企画調整課長兼交流施設所長(総務課長補佐) 石井哲 ▶ 住民福祉課長(住民福祉課長補佐) 鈴木真理子

[課長補佐職]

▶ 企画調整課長補佐(企画調整課長補佐兼国土調査係長) 鏡木重正 ▶ 教育課長補佐兼公民館副館長(診療所事務長) 鈴木守弘 ▶ 学校給食センター所長(企画調整課企画振興係長) 石井智子 ▶ 総務課長補佐(併任)議会書記(総務課財政係長兼出納室主任主査) 渡邊敬 ▶ 住民福祉課長補佐兼健康係長(住民福祉課健康係長) 村山通子

[係長職]

▶ 教育課生涯学習係長兼公民館係長(教育課生涯学習係長兼公民館副館長) 大河内由夫 ▶ 企画調整課企画振興係長(学校給食センター所長心得) 舟木正博 ▶ 総務課財政係長(住民福祉課福祉係長) 矢吹かおり ▶ 診療所事務長(地域整備課環境係長) 齋藤利己 ▶ 企画調整課商工観光係長兼交流施設係長兼振興公社準備室主任主査(企画調整課商工観光係長兼交流施設係長) 我妻正紀 ▶ 住民福祉課福祉係長(住民福祉課住民係主査) 船木博枝 ▶ 企画調整課国土調査係長(企画調整課国土調査係主査) 長久保仁一 ▶ 地域整備課環境係長(教育課教育総務係主査) 青戸秀樹

[主査職]

▶ 住民福祉課福祉係専門保健師(住民福祉課健康係専門保健師) 鈴木芳子 ▶ 住民福祉課健康係専門保健師(住民福祉課福祉係専門保健師) 蛭田みゆき ▶ 住民福祉課住民係主査(農林課農政係主査) 矢吹智広 ▶ 住民福祉課健康係専門看護師(診療所専門看護師) 前田甲子 ▶ 住民福祉課福祉係主査(住民福祉課福祉係主任主事) 水野亮達

[主任主事職]

▶ 農林課農政係(企画調整課企画振興係) 須藤尚紀

[主事職]

▶ 企画調整課商工観光係兼企画振興係(総務課税務係) 水野克哉 ▶ 企画調整課企画振興係兼商工観光係(企画調整課商工観光係兼企画振興係) 前田静香 ▶ 総務課税務係(振興公社準備室) 菊地弘倫

■新採用(4月1日付)

▶ さめがわこどもセンター保育士・幼稚園教諭 生田目真由美 岡部和彦 関根静香

■退職(3月31日付)

▶ 鈴木治男(総務課長) ▶ 森洋(農林課長) ▶ 本郷まさ子(振興公社準備室主幹兼室長)

第4回

鮫川村 フォトコンテスト

■テーマ

鮫川村の四季を感じる風景
※村内の美しい風景や農村景観、年中行事などを撮影したもので、季節感があり、カレンダー使用にふさわしいものを募集します。

■作品受付

平成24年11月中旬予定

■表彰

特選(1点)：賞金5万円/準特

■選(2点)：3万円/入選(9点)：1万円/佳作(5点)

※1月から12月までの月ごとに、入選作品を選びます。

※入選作品につきましては、後日原簿(銀塩写真の場合はネガ・ポジ・スライドを、デジタルカメラの場合はJPEG形式で保存したCD)を提出していただきます。

■撮影地域

鮫川村内に限ります

■応募規格

カラー四つ切、ワイド四つ切またはA4版の横版で、平成23年1月1日から平成24年12月 日までの間に撮影したものを

■応募資格および条件

・居住地(村内・村外)、プロ・アマは問いません
・応募いただいた作品の著作権は鮫川村に帰属します。
・応募作品は原則として返却できませんが、返却を希望される場合は、応募用紙に返却方法を記入の上、返信用封筒に切手を貼ってコンテスト係まで送付してください

■審査発表

11月(予定)に審査し、入賞者に通知するとともに後日表彰式を行います。

■問い合わせ

村企画調整課 ☎49-3115



左から150ミリ、1リットル、1.8リットル

「達者のしょうゆ」発売



村内産大豆を使った「達者のしょうゆ」ぜひご賞味ください。

村内産の大豆を100%使用して作った「達者のしょうゆ」がこのたび、村農産物加工・直売所「手・まめ・館」で発売を開始しました。

「達者のしょうゆ」は、昔ながらの木製大桶で仕込み、一年余りの歳月をかけ、天然醸造で職人が丹精込めて作った醤油です。豊かな風味とコクをお楽しみください。

価格：150ミリ 230円 / 1リットル 550円 / 1.8リットル 950円
■問い合わせ 村農産物加工・直売所「手・まめ・館」 ☎49-2556

平成24年度より 介護保険料が 変わります

■問い合わせ 村総務課税務係 ☎49-3111
村住民福祉課福祉係 ☎49-3113

第1号被保険者(65歳以上)の方に納めていた介護保険料は、3年ごとに見直しをすることになっています。これは、今後3年間村に必要な介護サービスの費用がまかなえるように保険料基準額を算出し、諮問機関である村介護保険運営協議会において審議され、村議会の議決を経て決定されます。平成24年度から平成26年度の保険料は、高齢化率が年々上昇し、介護を必要とする高齢者も増えることから、基準額で月額4,100円「改正前(平成21年度から23年度)は月額3,500円」とし、600円の増額となります。

■保険料段階区分

所得段階	対象者	保険料率	保険率(月額)	保険料(年額)
第1段階	老齢福祉年金の受給者で、本人および世帯全員が住民税非課税の場合/生活保護の受給者	基準額×0.5	2,050円	24,600円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.5	2,050円	24,600円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で第2段階以外の人	基準額×0.75	3,075円	36,900円
第4段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)	基準額	4,100円	49,200円
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が190万円未満の人	基準額×1.25	5,125円	61,500円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上の人	基準額×1.5	6,150円	73,800円

高齢社会を支えていくためには、制度を安定的に運営していくことが必要であるため、皆さまの介護保険制度に対する一層のご理解とご協力をお願いします。